

(仮称) 泉南中央公園用地活用事業 募集要項等に関する質問への回答

番号	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	行数	項目					
1	要求水準書	一人当たりの授業数を見直す件について	19	16	第2	3	(1)		「児童等の人数が減少した場合に一人当たりの授業数を見直す可能性がある」とありますが、具体的に児童等の人数が年間何人以下になれば、授業数を何コマ増やす等の基準はありますでしょうか。	現時点で基準はありませんが、将来、更なる学校水泳授業の充実のため、授業数を見直すことを視野に入れ、市と事業者で協議しながら検討していく予定です。
2	市が支払う対価の算定方法等	対価の考え方	10	1	第2	3	表2-1		「通常変更【～30日前】授業の中止 年間総利用時間の減少：授業中止分の減額」とありますが、感染症等拡大により30日以前に授業が中止となった場合にも授業料の補償は無いとの理解にて宜しいでしょうか。	原則、実施していない授業分の対価を支払うことはできません。なお、不可抗力事由により水泳授業の実施が不可能又は困難な場合は、市と事業者で調整のうえ、可能な限り、別日に授業を実施することとしています（学校水泳授業支援業務委託基本契約（案）第7条第3項）。その他、契約に従い、対応を協議する場合があります。